

「東村山企業等応援金」よくある質問

No.	ご質問	回答												
1	東村山応援金の目的を教えてください。	新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、収入の減少など事業活動に影響を受けた又は、受けている企業等に対し、令和3年4月から12月のいずれかの月の収入が、令和元年同月と比較し、20%以上減少した企業等に対し、事業全般に活用することが出来る応援金を支給することで、事業継続の下支え及び再起の糧としていただくことを目的に、市が独自に設けた制度になります。												
2	東村山応援金の概要について教えてください。	収入が令和元年同月比で20%以上減少した企業等を対象に、売上の減少率等に応じた支給限度額の範囲内で支給するものです。企業等には、主たる事務所、事業所などが市内にあり、事業を営む資本金10億円未満の法人又は常時使用する従業員の数が2千人以下の中小企業その他、フリーランスを含む個人事業主が含まれます。なお、会社以外の医療法人、NPO法人、社会福祉法人も含まれます。												
3	支給限度額について教えてください。	<p>東村山企業等応援金の支給限度額は、収入の減少率等に応じ下記のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="824 715 2002 1099"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 715 1167 810">申請者区分</th> <th data-bbox="1167 715 1630 810">C収入の減少率</th> <th data-bbox="1630 715 2002 810">D交付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 810 1167 906">法人</td> <td data-bbox="1167 810 1630 906">50パーセント以上</td> <td data-bbox="1630 810 2002 906">40万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 906 1167 1002">法人以外の個人事業主等</td> <td data-bbox="1167 906 1630 1002">50パーセント以上</td> <td data-bbox="1630 906 2002 1002">30万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1002 1167 1099">法人・個人事業主等</td> <td data-bbox="1167 1002 1630 1099">20パーセント以上 50パーセント未満</td> <td data-bbox="1630 1002 2002 1099">20万円</td> </tr> </tbody> </table>	申請者区分	C収入の減少率	D交付限度額	法人	50パーセント以上	40万円	法人以外の個人事業主等	50パーセント以上	30万円	法人・個人事業主等	20パーセント以上 50パーセント未満	20万円
申請者区分	C収入の減少率	D交付限度額												
法人	50パーセント以上	40万円												
法人以外の個人事業主等	50パーセント以上	30万円												
法人・個人事業主等	20パーセント以上 50パーセント未満	20万円												

4	対象となる要件を具体的に教えてください。	<p>東村山企業等応援金の要件は、下記の通りとなります。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和3年4月から12月までのいずれかの月の収入が、令和元年同月の収入に比して、20%以上減少した月が存在すること。但し、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により他の地方公共団体が支給する協力金等の現金給付は収入に含めないものとします。（東京都感染防止協力金等）</p> <p>②東村山企業等応援金の申請の時点で、事業等を営み、かつ、今後も継続して事業等を営む意思を有していること。</p> <p>③令和3年度に東村山企業等応援金の交付を受けたことがないこと。但し、20%以上50%未満減少したことに伴い、応援金を受給後、50%以上減少した場合は除きます。この場合には、交付限度額の範囲内で、差額を支給いたします。</p>
5	令和元年の途中で事業等を開始した場合は、対象となりますか教えてください。	令和元年2月以降に事業等を開始した方も対象となります。その際の収入の減少率の算定方法は、令和元年の平均収入額と令和3年のいずれかの月の収入と比較します。
6	令和2年に事業等を開始し、事業期間が1年未満の場合は対象となりますか教えてください。	事業等を開始後、1年未満の方も対象となります。その際の、収入の減少率の算定方法は、令和2年の平均収入額と令和3年いずれかの月の収入と比較します。
7	令和3年1月から3月の間に事業等を開始した場合は対象となりますか。	令和3年1月から3月までの間に事業等を開始した方も対象となります。その際の、収入の減少率の算定方法は、令和3年の1月から3月までの平均月収と令和3年4月から12月までのいずれかの月の収入と比較します。
8	申請期限について、教えてください。	令和4年1月31日まで申請受付をいたします。申請は当日消印有効となっております。
9	東村山応援金は、複数回受けられますか。	<p>市の応援金は、法人又は個人事業者につき原則1回です。但し、20%以上50%未満減少したことに伴い、応援金を受給後、50%以上減少した場合は除きます。この場合には、交付限度額の範囲内で、差額を支給いたします。</p> <p>※申請は、法人又は個人事業者単位で認めているため、事業所や部門等個々に申請することは出来ません。</p>

10	対象とならない業種はありますか。	政治活動や宗教活動に関する事業は対象になりません。 また、東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者（法人にあっては、その役員等が当該暴力団関係者）の方は対象外となります。
11	市外に法人登記しているが、市内に事業所を保有しています。この場合、支給対象になりますか。	本事業は、東村山市内に登記上の本社、本店などの主たる事業所を置いていることが支給要件となりますので、市外に法人登記している場合には、支給対象になりません。
12	個人事業主で事業所（店舗）は市内にあるが、住民登録は市外です。この場合、「企業等応援金」の対象になりますか。	住民登録が市外であっても、主たる事業所が東村山市にある場合には対象となります。但し、フリーランスの場合は、市内在住の方が対象となります。
13	個人事業主で、市内に住民登録があり、市外に主たる事業所がある場合は対象となりますか。	企業等応援金は、市内で事業を行っている事業所や店舗への支援を目的としていることから、市内に主たる事業所があることを要件としております。主たる事業所がない場合は対象になりません。
14	提出に当たって、郵送方法に指定はありますか。	特に指定はありません。
15	申請書を市役所に持ち込むことはできますか。	申込は東村山市商工会へ郵送でお申し込みください。
16	申請書類の提出に係る郵送料は、事業者が自己負担しなければならないのですか。	郵送料は、申請者に負担をお願いしています。
17	窓口で申請を手伝ってほしいのですが。	原則、郵便による提出になりますので、ご不明な点は、「東村山市商工会」（電話：042-394-0511、受付時間：平日午前9時～午後5時00分）にお問合せください。
18	申込先はどこですか？	郵送先 〒189-0014 東村山市本町2-6-5 東村山市商工会 封筒に入れ、封筒裏面に住所・事業所名を記載の上郵送にて申請してください。 ※商工会開館時間内は、事務所内にボックスがありますので、そちらに投函することもできます。その際、中身の確認等はいりません。 申込の際は、必ず申請書類一式をコピーし、保管してください。書類の不備等でご連絡する場合があります。